

知財活性化プロジェクトの新設について

櫻井 克己*



今年度、内閣府により決定された「知的財産推進計画2016」において、「知財システムの基盤整備」が活動の柱に掲げられました。この「知財システムの基盤整備」は、知財紛争処理システムの機能強化を意図するもので、平易な証拠入手、懲罰的な賠償などを導入することにより、国内の知財紛争処理システムを海外から見ても十分に機能し利用しやすくすることでガラパゴス化を防ぐことを意図しているものです。企業の知的財産に関する活動について、2000年時点と現在を比較すると、企業の知的財産部門に従事する人口は倍増し、現在約4万人に増加しています（ちなみに弁理士の数も2000年当時と現在を比較すると約4千人から1万人超へと増加しています）。

数多くの人材が知的財産の世界へと流入し、企業の知的財産部門の果たす役割も変化しました。工業所有権が中心課題であった取り組みの範囲も著作権・ノウハウといった領域へとその対応の範囲を広げ、また対象の広がりだけでなく活動の内容も変質してきました。その一方で、特許に関しては、この間に日本国内の出願数は3割近く減少しています。「特許の数」を競う時代はとうの昔に去り、「量から質へ」と言われた時代からもかなりの時間が経過しました。知財人口増加と出願数減少が同時進行する状況において、どのように知財活動を進めるべきかという大きな課題に直面させられています。こうした環境下において、知的財産の活用についての重要性が今まで以上にクローズアップされ、その中の案として「知財紛争処理システムを利用しやすくする」という点が着目されたのも自然な流れかもしれません。

しかし、知財紛争処理システムの機能強化により国内で知財訴訟が多くなることに関しては大きな疑問があります。日本の社会は、過度に訴訟に頼らない文化があり、多くの場面で、信頼や調整といった機能も働いています。当事者間で話し合いが出来ることは日本の誇るべき風土です。こうした中で、悪戯に訴訟を活性化させることは、決して望ましい方向性でないことは知財の現場に従事する者たちの共通認識です。

他方、海外の状況へと目を向けてみると状況は異なります。訴訟から交渉に入るなど訴訟文化にも大きな差異があります。中国では、特許出願数の爆発的な増加だけでなく、訴訟数の多さも目に付きます。中国企業の知財訴訟における対応能力が向上していることは容易に想像できます。また、アメリカのпатентトロールによる訴訟も減っていません。更には欧州での統一特許裁判所設立の動きがあり、欧州全域から一度に排除される可能性が生じています。日本企業は特に海外で知財を活かしき

* 日本知的財産協会 副理事長 知財活性化プロジェクトリーダー（鹿島建設株式会社） Katsumi SAKURAI

れていない現状がある中で、企業がグローバルな知財活動を通じて会社に大きな貢献をするために、海外での知財訴訟の場で、知財の有効活用を進める能力を持つことが求められます。ところが、こうした課題への対応能力や経験を備えている企業は極限られた企業だけです。

そこで、こうした環境へ対応するために、当協会の重点テーマである「知財人材の育成」「グローバルビジネス展開における知財戦略の強化」を見据えて、知財活用意識を向上させる取り組みについて各社の意識を高めるべく、知財活性化プロジェクトは設立され、その歩みを始めました。立ち上げの第一弾として、2016年の6月に「企業経営者向けグローバルビジネスシンポジウム」を経団連との共催で開催しました。これは、経営者へ知財活用の重要性を理解して頂くことを目的に進めたものです。同シンポジウムでは議論の後に「日本企業の経営者は、グローバル産業競争において、知的財産を最も効果的に使うことが出来るよう行動する」シンポジウム宣言を行いました。また、9月には欧州訪問団を派遣し、日欧知財シンポジウムに参加した他、欧州IPG及び現地法律事務所との意見交換による情報収集を進めました。中国・韓国企業の知的財産部門で係争を仕掛けている責任者・担当者も多くは、米国育ちであること、これによって米国訴訟のカルチャーにより、知財の展開を行っていることなど日本企業と外国企業との違い等を指摘されました。11月には、「IP management and Negotiating skill in the Age of Globalization ～グローバル時代の知財経営と交渉術～」と題した臨時研修を開催し、知財交渉・訴訟への対応に関する教育の場を設けました。今後も更なる研修を企画しております。

現在は、技術の高度化や複合化が進み、直面する課題は多岐に及び、容易には技術開発の成果を実用化まで進めることが出来ない状況にあります。また、経済連携の進展や、デジタルネットワークの発達など、新たな環境への対応の必要性も高まっています。さらには、対応手段としてオープンイノベーションに代表される連携の重要性も謳われています。企業にとってイノベーション、新製品開発の成否は、企業の発展はもちろん、存続をも揺るがす重要な課題です。この課題を克服する手段の実現に際して、知的財産の活用を絡めて対応は必須となっています。新製品開発に成功している企業の中には、必ず個人あるいは当該組織中に何らかのノウハウ等があるはずですが、それらの多くは公にはされていません。しかし、各社が異なる状況に置かれる中で、仮にこうした他社の成功手法を知り得たとしても、それだけではイノベーションの実現は困難だと思います。最後は、収集した知識や経験を踏まえて、さらに各会社に合致させるための「創造性」が必要となるはずです。

本プロジェクトは立ち上がったばかりです。まずは会員各社の海外での交渉・訴訟への能力を高めるための支援に着手していますが、それだけが本プロジェクトの目的ではありません。今後どのように歩みを進められるかわかりませんが、本プロジェクトは、大きな可能性と同時に知財活動にとって重要な使命を持つものだと考えています。当協会では、会員企業の業種・規模・地域を問わず会員全体に資する情報を発信することを目指しています。企業活動はダイナミックに、またスピーディに動くことが求められています。容易に有益な情報を各会員の方に提供できるとは考えていませんが、本プロジェクトの活動を契機に、会員各社が自社に合致した知財活性化の方法を考えて頂き、創造性を発揮する人物を発掘し、企業活動発展の一助として頂けたら幸いです。